

3 中川まちづくりプラン【歩行者・自転車の安全】

1 基本認識

- ・自転車はエコロジーであり、車を比較的使わない近距離移動には利便性の良い乗り物である。
- ・自転車が走行できるのは、自転車・歩行者専用路と車道が原則である。例外的に、歩道を自転車で走れるのは13歳未満の子供、70歳以上の高齢者と幼児を保護して乗せた自転車である。また、緑道・公園は自転車の走行は禁止されている。

2 問題点と解決策

都筑区役所で「歩行者・自転車の安全事業」の中川駅周辺対策が検討され、中川まちづくりプラン検討内容をインプットした。それらの意見を反映した修正案が出され、4月以降導入の予定である。

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
商業地区内自転車・歩行者専用路の安全対策	(意見) 自転車・歩行者専用路の歩道橋を高速で下る自転車が人と交錯して危険である。	・徐行の路面標示 ・プランターを置くなど物理的に徐行を促す。⇒減速対策を地域と協議(区案)	・ぐるっと緑道 ・商業地区振興会 ・都筑土木事務所		・地域の自治会町内会の要望であれば、路面標示を設置することは可能です。
	(実情) 自転車・歩行者専用路の花と香りのみち、坂道を自転車が高速で走り人と交錯し危険である。 (意見) 自転車と歩行者の区分は逆に自転車がスピードを出し、危険が多いと思われる。	・徐行の路面標示をする(表示が多いと美観を損ねる)。 ・プランターを置くなど物理的に徐行を促す。⇒減速対策を地域と協議(区案)	・ぐるっと緑道 ・商業地区振興会 ・都筑土木事務所		・プランターの維持管理を自治会町内会やハマロード・サポーターなど地域で継続的に行うということであれば、プランターは土木事務所で用意しますのでご相談ください。なお、プランターの設置により、車いすやベビーカー等の通行の妨

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
					<p>げになる可能性があることにはご留意ください。</p> <p>②</p>
	<p>(実情)</p> <p>商業地区内の自転車・歩行者専用路から一般道に入る場所は必ず歩道があり、車道に下りようと思っても15センチ段差や植栽があり歩道を走らざるを得ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車が車道に下りられるよう歩道に切欠きを設ける。 ・自転車が歩道を通らざるを得ない場所は歩道を広く改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐるっと緑道 ・商業地区振興会 ・都筑土木事務所 		<ul style="list-style-type: none"> ・現地を調査し、必要と思われる箇所には対応を検討いたします。なお、歩道の平坦部をできるだけ確保するため。急勾配の特殊な縁石を使用いたします。 <p>①</p>
<p>センター北へ向かう道路の安全対策</p>	<p>(実情)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地区の裏側外周道路は広いが、商業地区内の自転車・歩行者道路を安全のために、通過道路として使う自転車もある。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川駅周辺住宅地とセンター北への自転車利用需要が大中川住居地域と隣駅センター北の大規模商業地域への利用結びつきが強く、交通手段として歩行・自動車・鉄道があるが、 	<ul style="list-style-type: none"> ・中川駅とセンター北を結ぶ都市計画道路3・4・37 中川牛久保線(W=18m)の路肩部自転車専用通行帯の設置及び路肩をカラー化する。⇒中川/柚木、中川駅/不動谷の幹線道路で実施(区案) ・中川駅周辺道路の車線部ピクトグラム(路面標示)を設置する。 ・植栽部の利用などにより1.5m歩道に拡幅する。 ・講習・チラシ・学校等で自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐるっと緑道 ・中川西町内会 ・牛久保西町内会 ・ガーデンヒルズ自治会 ・サントウール自治会 ・小学校 ・中川西中学校 ・都筑土木事務所 		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーンなどの地域ごとの対応には、国の補助金獲得、警察との調整等が条件となっており、10年くらいのスパンで実現を図っていく。自転車レーンはセンター南の設置部分の延長に優先順位を置き

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
	<p>小トリップのため自転車利用ニーズが非常に高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故対策として自転車の歩道乗り入れが禁止されたため、道路車道上で自動車と混在し事故等安全上不安が残る。 ・子供や子供を乗せた自転車は歩道走行が可能であるが、1.5m 歩道では危険である。 	<p>走行・駐輪のマナーを徹底する。 ⇒実施する（区案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行・駐輪場マップ等での周知安全な推奨路を設定する。 <p>⇒実施する（区案）</p>			<p>ている。</p> <p>（2016/12/13 土木説明会回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内全市立小中学校の全校児童に、自転車通行のルールやマナーをまとめたリーフレットを配布しています。あわせて、引き続き、各小学校のスクールゾーンや防犯対策協議会、区民向けイベントを通じて、自転車利用のマナー啓発を行ってまいりますので、他に効果的なイベントがございましたらお声かけください。
緑道の安全対策	<p>（実情）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑道・公園内は自転車走行禁止となっているが、一般道を使うと遠回りをしなくてはならない為、横断する緑道を自転車走行するケースが多い。 ・一般道から緑道、公園に入る道に 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所を限定して自転車走行、押し歩きを認める。⇒山崎公園プール横歩道、くさぶえのみち（牛久保3丁目）に自転車通行可能路を設ける（区案） ・自転車進入禁止の立札を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐるっと緑道 ・ガーデンヒルズ自治会 ・山崎公園愛護会 ・牛久保西2、3丁目愛護会 ・牛久保西町内会 		<ul style="list-style-type: none"> ・緑道、公園内の自転車の押し歩きについては条例上も問題ございません。サイン等については、今後の改良工事等の機会に対応を

改善項目	検討会で出された実情と意見	解決の方向性	地域行政の担当	初年度実施	区役所の対応方針
	自転車走行禁止の立札の無いところが多いので、周知できていない。		・都筑土木事務所		検討いたします。 ③
商業地区内駐輪対策	(実情) ・中川駅周辺は放置自転車禁止区域になっているが、買い物など短時間の駐輪に関しても、自転車を即時移動保管されて、困っている。1.2m幅もある花と香りのみち、駅前の一部は、美観、安全上駐輪が問題にならない場所がある。 ・商業店舗(マルエツ、パレット等)には駐輪場があり、有効利用されていない。また誘導もされていない。	・店舗の駐輪場増設(共用する仕組み)によって道路への駐輪の減少を図る。 ・安全上問題がない場所については、短時間の駐輪については厳格に規制しないなど行政の運用上の工夫が必要である。 ・公用地での駐輪可能箇所を増設する。 ・事業者の協力を得て、各駐輪場への誘導を徹底し、歩道上の駐輪場を減らす。	・商業地区振興会 ・ぐるっと緑道 ・都筑土木事務所	・大久保第5ビル後退地を自転車駐輪可とした	
その他	(追加) 子どもの通る横断歩道で、車が止まらず危険 (現状) 通学時はPTA, 町内会などが誘導している		・学校PTA ・町内会 ・都筑警察署 ・都筑土木事務所	・商業地区の横断歩道の調査を行った	

<2年目の活動>

・都筑土木事務所と歩行者・自転車安全現地検討会を開催し、問題個所を明確にし、改善を図る

- ① 商業地区内の自転車・歩行者専用路と歩道の接続点の改善
- ② 商業地区内の自転車・歩行者専用路の自転車走行減速対策のプランター設置テスト実施
- ③ 緑道内横断可能個所の明確化と表示

都筑区歩行者・自転車安全計画 中川

中川駅北側の自転車歩行者専用道路①の対策

- ・自転車の減速対策や通行マナーの啓発を地域と連携し実施
- ・駐輪場にアクセスする箇所において安全対策を実施

駅等への推奨ルート以外の対策

- ・②の緑道や公園の横断部は押し歩き区間等の検討
- ・③の学校周辺は歩行者と自転車の通行の分離等の検討

